

E S D ・ S D G s センタータブレット端末貸出要項

平成26年12月24日

次世代教員養成センター長裁定

(目的)

第1条 この要項は、国立大学法人奈良教育大学（以下「本学」という。）教職員等へのタブレット端末の貸出に関する必要な事項を定めるものとする。

(貸出目的)

第2条 タブレット端末の貸出は、本学教職員等が、E S D ・ S D G s センターの目的である「I C T活用を含む実践的教育力・指導力及び課題探究力の向上を図るとともに、学び続ける教員の質保証に関わる事業及び研究開発を行うことにより、21世紀社会を牽引する人材である次世代の教育を担う教員の養成に寄与する」ことの実現のための教育活動に資するためにこれを行う。

(貸出品目)

第3条 貸出するタブレット端末は、以下の2品目（以下「物品」という。）とする。

- 一 iPad（Air または mini） 1 式
- 二 WindowsタブレットPC 1 式

(貸出対象)

第4条 物品の貸出対象者は、以下の通りとする。

- 一 前条第一号の物品については、奈良教育大学教職員
- 二 前条第二号の物品については、奈良教育大学教職員、学生、研究生
- 三 第一号、第二号で、それぞれ定めた者の他、E S D ・ S D G s センター長が特に許可した者

(貸出手続)

第5条 貸出手続きについては、別途定めるものとする。

(貸出期間)

第6条 貸出期間については、別途定めるものとする。

(借受人の管理責任)

第7条 借受人は物品の利用・保管を適切に行うとともに、貸出期間中の破損、紛失、盗難等の防止に十分注意しなければならない。

(禁止事項)

第8条 借受人は、物品の適切な使用にあたり次に掲げる事項を禁止する。

- 一 第2条の目的以外の利用
- 二 他者への転貸、売却あるいは譲渡
- 三 インストールされているアプリケーションやファイルの削除、改ざん、新たなアプリケーションのインストール
- 四 貸与したソフトウェアに対する著作権の侵害
- 五 不当なハードウェア及びソフトウェアの設定変更

(障害・事故)

第9条 貸出期間中の物品に故障等の障害あるいは破損、紛失、盗難等の事故が生じた場合は、直ちにESD・SDGsセンターに届け出て、その指示に従うこと。

- 2 障害あるいは事故によって生じる費用については、その全額を借受人が負担しなければならない。

(代替機器の貸出)

第10条 第9条の届出があった場合には、修理等の期間中、貸出していない物品があれば、借受人に貸出すことができる。

(返却)

第11条 貸出期間が終了した場合、貸出期間において貸出対象者ではなくなった場合や貸出期間を超える長期の休暇、出張等の場合、あるいはESD・SDGsセンター長が必要と認めた場合には、借受人は物品を速やかに返却しなければならない。

- 2 返却の際は、物品内に保存した画像データ等を全て消去し、貸出前の状態に復元しておくこと。
- 3 返却された物品に障害あるいは破損、欠品等がある場合には第9条第2項に従って借受人が費用を負担しなければならない。
- 4 紛失・盗難等の事故あるいはその他の理由で物品の全部または一部が返却できない場合には、物品の残存価値を弁償しなければならない。

(貸出停止)

第12条 借受人がこの要項に違反した場合は、以後の貸出を認めない場合がある。

(自己責任)

第13条 物品の利用は自己責任を原則とし、物品の利用によって生じた損害は借受人本人が負わなければならない。

(その他)

第14条 貸出に関して、この要項で定められていない事項が発生した場合は、ESD・SDGsセンター長の判断により取扱を決定する。

附 則

この取扱は、平成26年12月24日から施行する

附 則

1 この取扱は、令和4年4月1日から施行する

iPad（Air または mini）の貸出について

1. 要項第3条第一号で規定する物品の1式には、iPad本体、タブレット端末用カバー、接続ケーブルが含まれる。
2. 本物品の貸出対象者は、要項第4条第一号及び第三号の規定に基づき、本学教職員及びESD・SDGsセンター長が特に許可した者のみとする。
3. 要項第5条の貸出手続きは以下の通りとする。
 - (1) 貸出を受けようとする者は、ESD・SDGsセンター長に様式1「ESD・SDGsセンタータブレット端末借用申請書」の提出を行い、許可を受けるものとする。
 - (2) 物品の受領及び返却は、ESD・SDGsセンターにて行うものとする。
 - (3) 貸出許可後であっても、本学の運営管理上やむを得ない事情により、許可を取り消すことがある。
 - (4) 許可後、申請内容に変更があった場合は直ちにESD・SDGsセンターに届け出る事。
4. 要項第6条の貸出期間は以下の通りとする
 - (1) 貸出期間は、貸出日を含めて1週間以内とする。返却日が国立大学法人奈良教育大学教職員の労働時間、休暇等に関する規則第11条に規定する休日となる場合は、その翌日を返却日とする。返却は、原則として17時までに行うこと。また、返却日当日の貸出は、原則として行わない。
 - (2) 物品の貸出状況等により、申請時の貸出期間を変更し許可する場合がある。
5. 特に酌むべき事情がある場合、上記に関わらず、貸出停止期間の短縮若しくは負担費用の減免の措置を取る事がある。

Windows タブレット PC の貸出について

1. 要項第3条第二号で規定する本物品の1式には、タブレット PC 本体、接続ケーブルが含まれる。
2. 本物品の貸出対象者は、要項第4条第二号および第三号の規定に基づき、本学教職員、学生、研究生およびESD・SDGsセンター長が特に許可した者とする。
3. 要項第5条の貸出手続きは以下の通りとする。
 - (1) 貸出を受けようとする者は、ESD・SDGsセンター長に様式1「ESD・SDGsセンタータブレット端末借用申請書」の提出を行い、許可を受けるものとする。
 - (2) 物品の受領及び返却は、ESD・SDGsセンターにて行うものとする。
 - (3) 貸出許可後であっても、本学の運営管理上やむを得ない事情により、許可を取り消すことがある。
 - (4) 許可後、申請内容に変更があった場合は直ちにESD・SDGsセンターに届け出ることに。
4. 貸出された本物品は、貸出時に指定した時刻（原則として17時）までに返却すること。大学からの持ち出しや持ち帰りは認めない。
 - (1) 貸出物品を延滞して返却した者に対しては、実際に返却された日から延滞日数1日に付き1週間の貸出停止処分とする。また長期にわたる延滞は紛失扱いとすることがある。
 - (2) 貸出物品を放置した者に対しては、前項の定めに関わらず、その事実が判明した日からその日の属する学期の末日まで貸出停止処分とする。
 - (3) 本物品の貸出は、講義およびESD・SDGsセンターの行事での利用を優先する。
 - (4) 物品の貸出状況等により、申請時の貸出期間を変更し許可する場合がある。
5. 学生及び研究生が貸出を受ける際には、窓口（ESD・SDGsセンター）で学生証を提示すること。
6. 使用時に動作や状態に異常を発見した場合、また、貸出中に誤って本物品に損害を与えた場合は、ただちにESD・SDGsセンターの職員に報告すること。
7. 故意若しくは重大な過失に因り、貸出物品の紛失若しくは盗難、破損を引き起こした者は、修理もしくは同等物品の購入にかかる費用を全額負担するものとする。

また、その者に対してはその事実が判明した日からその日の属する学期の末日まで貸出停止処分とする。

8. 貸出停止に伴って生じる当事者の損害に対し、当センターは一切の責任を負わない。

9. 特に酌むべき事情がある場合、上記に関わらず、貸出停止期間の短縮若しくは負担費用の減免の措置を取る事がある。